

特別養護老人ホームの入所基準変更のご案内

～ 原則、要介護3以上に ～

1 入所基準の変更と特例入所の要件について

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則、要介護3以上の方に限定されます。

ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難である場合（次の「特例入所の要件」に該当する場合）には、特例的に入所が認められます。入所申込の際に、特例入所の要件を確認させていただきます。

【特例入所の要件】

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 これから申込みをされる方へ

入所基準の変更に伴い、申込書の様式を変更しました。

要介護1・2の方は、変更前の申込書で手続きをされると、後日、改めて再申込の手続きが必要になってしまいますので、今後、新たに申込みをされる方は、できるだけ新しい申込書で手続きをお願いします。新しい申込書は、平成27年3月21日（土）から、市内の特別養護老人ホームや地域ケアプラザで配付を開始します。また、区役所の窓口では、3月23日（月）から配付を開始します。

3 退所基準の変更

① 平成27年3月31日までに入所された方

⇒ 要介護度に関わらず、引き続き入所が可能です。

② 平成27年4月1日以降に入所された方

○ 要介護3以上の方 ⇒ 要介護1・2に改善した方で引き続き入所を希望される場合は、特例入所の要件に該当している必要があります。

○ 要介護1・2の方 ⇒ 特例入所の要件に該当しなくなった方は、退所していただく場合があります。

新しい申込書は
このように変わります

◆ 申込書 A 面右上（点線部分）の拡大図

※介護保険証の写しを必ず同封してください

センター管理番号

※要介護1又は2の方のみご回答ください。(いずれにもチェックがない場合は、お申込みできません。)

特 例 入 所	該当する□にチェック (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
	<input type="checkbox"/> 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。	
	<input type="checkbox"/> 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態である。	
	<input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。	

介護保険証	介護保険者番号	要介護度	1・2・3・4・5
	被保険者番号	認定有効期間	平成 年 月 日

A 面右上に
注目！

【横浜市内施設専用】 特別養護老人ホーム入所申込書(変更用) A 面

申込書 A 面右上の拡大図が赤い点線で囲まれている。

◆新しい申込書の A 面右上には、特例入所の要件をチェックしていただくための「特例入所要件」欄があります。

◆「特例入所要件」欄がない申込書は、変更前の申込書です。

◆ 既に申込みをされている方へ

要介護 1・2 の方で、変更前の申込書で手続きをされている方は、新しい申込書で、再度、申込手続きをしていただく必要があります。再申込が必要な方には、特別養護老人ホーム入所申込受付センターから、3月上旬以降、順次、新しい申込書を郵送しますので、特例入所の要件に当てはまり、引き続き入所を希望される方は、再申込の手続きをお願いします。(要介護 3 以上の方は、再申込の手続きは必要ありません。)

お問合せ先
健康福祉局高齢施設課
電話：045-671-2408
FAX：045-641-6408